

令和元年度

第33回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年3月10日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の許可について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について

出席委員（15名）

3番	土橋	ひさ	13番	廣井	伸多
4番	有本	太一	14番	辻本	傑
5番	曾根	光彦	15番	吉川	松男
6番	坂東	紀好	16番	大河内	壽一
7番	吉中	雅三	17番	山本	茂樹
10番	岩橋	章	18番	谷河	績
11番	和田	好夫	19番	中村	弘
12番	藤井	高			

欠席委員（3名）

1番	宇治田	清治
2番	山本	宏一
8番	湯川	徳弘

出席職員

農業委員会事務局

局	長	東山	雅彦
課	長	奥谷	知彦
副課	長	清瀧	篤樹
班	長	中川	拓哉
事務主査		中村	純也
事務主任		殿元	輝之
事務副主任		稲垣	良典

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第33回農業委員会総会を開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国農業会議所から組織運営についての通知があり、総会時間の短縮について提言がありましたので、報告事項のご説明を割愛させていただきまして、議案の審議から始めさせていただきます。よろしくお願いたします。それでは、谷河会長よろしくお願いたします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第33回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る2月28日及び3月2日、和田委員、吉川委員、坂東委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願いたします。

なお、宇治田委員、山本宏一委員、湯川委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、和田委員、藤井委員にお願いします。

それでは、議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく申請が1件ありました。

抹消願の申請理由について説明します。

No. 1、当該地番は・・・年以上小作の実態がなく、貸人が土地を管理しています。・・・の連絡先も不明で合意解約手続きを行うことが出来ないため抹消する。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

No. 4を先議とさせていただきます。・・・お願いします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 4については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地で効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると

認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号No. 4について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号No. 4は可決と決定しました。続いて、No. 4以外について。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1からNo. 3、No. 5からNo. 8については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地で効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

なお、No. 6は報告事項農地法第18条第6項の通知No. 3と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号No. 4以外について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号No. 4以外を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、岡崎地区・・・、東部コミュニティセンターから・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所がある。第3種農地に該当します。申請地の近隣にて建築されている・・・にて勤務する職員が利用するための・・・として転用しようとするものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、岡崎地区・・・、東部コミュニティセンターから・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、駅や学校などから近く住環境に適した場所である当該申請地へ・・・を建てるべく転用の申請をするものです。なお、開発許可申請中です。

No. 2申請地は、岡崎地区・・・、東部コミュニティセンターから・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、今後本格的に・・・を行

うために・・・を保管するための場所を確保するために、・・・へ転用するため申請をするものです。

No. 3 申請地は、山口地区・・・、山口神社から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、・・・にあたるため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・であり、・・・の増加により、・・・が不足してきたため、当該申請地を・・・として転用するため申請をするものです。

No. 4 申請地は、東山東地区・・・、山東駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。申請人は・・・を・・・にて営んでおり、現在の作業所の周辺が宅地化しつつあり、また、住居からも遠いこともあり、拠点を移すべく住居に近く交通の便の良い場所を探していたところ、当該申請地での話がまとまったため、・・・として転用の申請をするものです。なお、開発許可申請中です。

No. 5 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、住宅密集地に近く交通の便の良い当該申請地の南側へ、・・・が借り受ける予定となっている・・・を、申請地北側には周辺の・・・への貸出や・・・から回収した・・・を保管するための・・・をそれぞれ設置するため、転用の申請をするものです。なお、・・・の設定で開発許可申請中です。

No. 6 申請地は、加太地区・・・、淡島

神社から・・・に位置し、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない小集団の農地の区域内にあるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、近隣に・・・を遮る建築物がないなど日照条件が良く、電柱からの距離も近い・・・を行う上で適している当該申請地に・・・を設置するため、本申請に至りました。

No. 7 申請地は、三田地区・・・、三田小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。・・・になりつつある・・・の・・・へ協力するため、・・・から近い当該申請地に・・・を建設するため転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定で、令和元年10月9日付で農用地区域の除外もされております。

なお、No. 5、No. 6については、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので坂東委員さん報告願います。

◆6番（坂東 紀好） 議案第5号のNo. 5について説明します。当許可申請について農地転用面積が3,000㎡を超える案件であるため、和歌山県農業委員会ネットワーク機構と合同で、3月2日に現地調査及び事情聴取を実施しております。

申請地は県道・・・線の沿道で、転用目的は・・・となっております。転用に係る面積は・・・部分が・・・㎡、・・・がおよそ・・・㎡です。転用実行者である・・・

・は、・・・年・・・月・・・日に設立され、資本金は・・・円で、・・・へ・・・を・・・するなどしている会社です。今回の申請に至った理由ですが、申請地南側に県道が開通し、また、近くに駅や高速道路のインターチェンジが出来るなど交通の便が良く、近くに住宅地があるため、・・・として適地であったことや、周辺の・・・へ・・・である・・・等を運搬することにも最適な土地であったためとのことです。

転用の計画ですが、申請地南側に・・・を建築し、・・・として、・・・である・・・へ・・・し、申請地北側には、・・・である・・・等を保管するための・・・を設置することとなっております。

環境整備は、排水についてですが、汚水については合併浄化槽で処理後、申請地に隣接する道路側溝へ排水し、雨水についても同様に隣接する道路側溝へ排水することとなっております。隣接農地への影響ですが、隣接農地の所有者、地元水利組合及び・・・からの同意を得られております。また、隣接する道路側溝の管理については、・・・先に対し、地元と協力するように伝えていくとのことです。

事業に要する経費については約・・・円とのこと・・・で賄うそうです。完成は農地転用許可後・・・年以内を予定しているとのことです。なお、転用事業者には、・・・について縮小傾向にある中、各地域で・・・する・・・も見受けられるため、持続的な経営により、将来申請目的外の使用にならないよう強く念押ししております。以上のことから、当許可申請について、特に目立った問題は見当たらないと思われませんが、皆様の慎重なご審議をよろしく願

いたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いてNo. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので和田委員さん報告願います。

◆11番（和田 好夫） 議案第5号のNo. 6について報告いたします。2月28日吉川委員さん、事務局と共に現地調査を行いました。申請地は加太の淡島神社近くの海岸より・・・離れた長年遊休地化された農地です。

申請人は・・・で、事情聴取は・・・の・・・、・・・両氏より行いました。会社の内容は資本金・・・円、社員・・・名、年間売上・・・円、・・・の・・・を行う会社です。

申請理由は、・・・を探していたところ、日照が良く近くに陰になる建物も少なく、電柱も近くにあるので建設用地として適しているの、地主さんと面談したところ、現在農地の維持管理が困難になっているとのことで、双方の希望が一致し合意に至ったとの説明でした。

工事は・・・を設置します。雨水については、・・・設置前と設置後では殆ど変化はないため、水勾配1度をつけ、北、南、西面にある水路に流すとのことです。工事資金・・・円は・・・で、工事完成は約・・・を予定しています。近隣の農地への影響も少ないと思われます。以上で報告を終わりますが委員各位の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 36、No. 37を先議とさせていただきます。・・・お願いします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

先議のため議案第6号No. 36、No. 37について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の再設定です。いずれも使用貸借権で、期間は3年、地目は田、面積は計2,254㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 36、No. 37について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 36、No. 37は可決と決定しました。

続いて、No. 36、No. 37以外について。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

議案第6号、No. 36、No. 37以外について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。再設定契約が123件、新規の契約が5件で合計128件ございました。貸借権が13件、使用貸借権が115件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 103につい

ては、農業委員会による利用権の再設定、No. 104からNo. 125については、農地中間管理事業での再設定、No. 126からNo. 128については、農業委員会による利用権の新規の貸借権の設定、No. 129、No. 130については農地中間管理事業による新規の貸借権の設定です。面積は、田が261,856㎡、畑が7,646㎡、合計面積が269,502㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が25件あり、面積は田が55,805㎡、畑が3,013㎡、合計面積が58,818㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 36、No. 37以外について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 36、No. 37以外を可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆中村事務主査 番外、説明いたします。

令和元年6月13日、西和佐地区・・・及び・・・で岩橋委員、井口推進委員とともに現地調査を行ったものです。非農地の判断基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書の提出がありました。地目は畑で、面積は・・・㎡です。No. 1について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件

整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われまゝ。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第33回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

13時22分 閉会